

飲料水水質検査（ビルの衛生管理）



飲料水水質検査（ビルの衛生管理）

給水に係わるビル管理法の基準（厚生労働省）

水道水のみを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽（タンク）の有効容量が10m³超、100m³以下のものを簡易専用水道と定義され、ビル、マンション、学校、病院等をいいます。施設の規模については「水道法施行令」第2条に、『法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする』と規定されています。

○簡易専用水道の管理

簡易専用水道の設置者は、水道法第34条の2及び水道法施行規則第56条に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を1年に1回以上受検する義務があります。

検査項目	基準値	検査回数
一般細菌	集落数 100/mL 以下	1 回 / 6 月以内
大腸菌	検出されないこと	
●鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	
●亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	
●鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	
●銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	
塩化物イオン	200mg/L 以下	
●蒸発残留物	500mg/L 以下	
有機物（TOC）	3mg/L 以下	
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
味	異常でないこと	
臭気	異常でないこと	
色度	5 度以下	
濁度	2 度以下	
塩素酸	0.6mg/L 以下	毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	
クロロホルム	0.06mg/L 以下	
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	
臭素酸	0.01mg/L 以下	
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	
トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下	
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	
ブロモホルム	0.09mg/L 以下	
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	

●印の項目は水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。

○雑用水（散水・修景・清掃用）の管理

検査項目	基準値	検査回数
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	1 回 / 7 日以内
臭気	異常でないこと	
外観	殆ど無色透明	
大腸菌	検出されないこと	1 回 / 2 月以内
濁度	2 度以下	

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

私たちが利用するデパートや百貨店は一般に特定建築物といわれています。これらは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律によると、特定用途に利用される部分の面積が、3000m²以上(学校の場合は8000m²以上)の建築物と定義されています。その管理者は維持管理権原者と呼ばれ、衛生的・快適に使用できるよう建築物環境衛生管理基準に従って維持管理を行わなければいけません。また、建築物環境衛生管理技術者を選任し、基準に適合させるための意見を尊重する義務があります。ただし、特定建築物でない建築物においても、多数の者が使用・利用するものについては同様の管理を行うよう努めなければなりません。

建築物環境衛生管理技術者は、主に空調設備・給水設備・排水設備・清掃廃棄物処理・ねずみ等の防除などの対策と、その記録の保管が義務づけられます。他に必要に応じて石綿対策も含まれます。

ただし、他の法律に該当していたり、いくつかの除外がありますので、お困りの事がありましたらお気軽にご相談ください。(株式会社 愛研/知事登録56水第8号、4号)

建築物環境衛生管理基準の内容

1. 空気環境													
①空調和設備を設けている場合は、居室において次の項目について検査を行い、基準に適合するよう空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給すること。 ア 浮遊粉じんの量 イ 一酸化炭素の含有率 ウ 二酸化炭素の含有率 エ 温度 オ 相対湿度 カ 気流 キ ホルムアルデヒドの量													
②機械換気設備を設けている場合は、居室において上記のア、イ、ウ、カ及びキの項目について検査を行い、基準に適合するよう空気を浄化し、その流量を調節して供給すること。													
③空調和設備を設けている場合は、次の項目について検査、点検を行い居室内の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。 ア 冷却塔及び加湿装置に供給する水 イ 冷却塔、冷却水 ウ 加湿装置 エ 空調和設備に設けられた排水受け													
2. 給水													
①飲料水 給水に関する設備を設けて、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用に水を供給する場合は、次の措置を行い水質基準に適合する水を供給すること。													
	<table border="1"><thead><tr><th>措置内容</th><th>措置回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査</td><td>1回/7日以内</td></tr><tr><td>イ 貯水槽点検・清掃等</td><td>1回/年以内</td></tr><tr><td>ウ 飲料水の水質検査</td><td>裏面のとおり</td></tr><tr><td>エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査</td><td>その都度</td></tr><tr><td>オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知</td><td>直ちに</td></tr></tbody></table>	措置内容	措置回数	ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査	1回/7日以内	イ 貯水槽点検・清掃等	1回/年以内	ウ 飲料水の水質検査	裏面のとおり	エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査	その都度	オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知	直ちに
措置内容	措置回数												
ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査	1回/7日以内												
イ 貯水槽点検・清掃等	1回/年以内												
ウ 飲料水の水質検査	裏面のとおり												
エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の異常時の検査	その都度												
オ 飲料水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知	直ちに												
②雑用水 給水に関する設備を設けて、雑用水(散水、修景、清掃、水洗便所の用に供する水)として、雨水、下水処理水等を使用する場合は、次の措置を行い供給すること。													
	<table border="1"><thead><tr><th>措置内容</th><th>措置回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査</td><td>1回/7日以内</td></tr><tr><td>イ 雑用水槽の点検等</td><td>随時</td></tr><tr><td>ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理</td><td>裏面のとおり</td></tr><tr><td>エ 水洗便所用水の維持管理</td><td>裏面のとおり</td></tr><tr><td>オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知</td><td>直ちに</td></tr></tbody></table>	措置内容	措置回数	ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査	1回/7日以内	イ 雑用水槽の点検等	随時	ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理	裏面のとおり	エ 水洗便所用水の維持管理	裏面のとおり	オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知	直ちに
措置内容	措置回数												
ア 給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.1mg/L 以上（但し、病原生物汚染時等は、0.2mg/L 以上）保持及び検査	1回/7日以内												
イ 雑用水槽の点検等	随時												
ウ 散水、修景、清掃用水の維持管理	裏面のとおり												
エ 水洗便所用水の維持管理	裏面のとおり												
オ 雑用水に健康被害のおそれがあることを知った時の給水停止及び関係者への通知	直ちに												
3. 排水													
4. 清掃													
5. ねずみ等の防除													

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本 社：TEL：(052) 771-2717 半田営業所：TEL：(0569) 28-4738
FAX：(052) 771-2641 FAX：(0569) 28-4749
E-mail：aiken-n@ai-ken.co.jp E-mail：aiken-handa@ai-ken.co.jp